



# まちづくり・かわら版

## 選挙人名簿の縦覧を行います。

「まちづくり・かわら版No.29」でお知らせしておりました、平間・東地区土地区画整理審議会委員選挙に係る選挙人名簿の縦覧を次のとおり行います。

**期間** 平成19年9月3日(月)～平成19年9月16日(日)  
(※ 期間中は、土曜日・日曜日も閲覧できます。)

**時間** 午前8時45分 から 午後5時30分まで

**場所** 東長崎土地区画整理事務所2階会議室  
(裏面案内図をご覧ください。)

## 選挙人名簿について

選挙人名簿とは、平間・東地区土地区画整理事業区域内に土地を所有し、又は借地権を有している人の氏名、住所、性別及び生年月日を記載した名簿で、この名簿に記載されている人が当該審議会委員の選挙権、被選挙権を有します。

選挙人名簿に記載漏れ、又は誤りがあると認められた場合には、縦覧期間内に文書で長崎市長あて異議を申し出ることが出来ます。

縦覧期間内に異議の申出がなかった場合、又は申出のあったすべての異議について対応が決定したときは、選挙人名簿確定の公告を行います。

# 選挙に係る各種届出について

## 共有地等における代表者の届出

土地の共有者及び共同借地権者は、原則として1つの土地所有者又は借地権者として取扱います。したがって、審議会委員選挙に立候補、又は投票するためには、代表者を1人選任し、施行者に代表者選任通知を提出していただく必要があります。

## 相続人が2人以上の場合の届出

土地所有者が死亡して相続人が2名以上の場合、審議会委員選挙に立候補、又は投票するためには、共有地と同様に代表者を1名選任し、施行者に代表者選任通知を提出していただく必要があります。

## 借地権の申告を一定期間受け付けません

借地権とは、建物の所有を目的とする地上権及び土地の賃借権のことです。未登記の借地権は施行者に申告することにより、土地区画整理事業において権利者として取扱われ、審議会委員の選挙権・被選挙権を得ることができます。

しかし、選挙人名簿を作成するため、平成19年10月1日(月)の選挙人名簿確定の公告日まで借地権の申告を受け付けません。

したがって、すでに申告をされている方々が今回の審議会委員選挙の選挙人名簿に記載されることとなります。

平成19年10月1日(月)以降借地権の申告をされた方々は、次回の審議会委員選挙から選挙権・被選挙権を得ることができます。

以上、届出や申告に必要な書類は東長崎土地区画整理事務所に備えていますので、お気軽にご相談ください。

ご不明な点や質問等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

今後とも、平間・東地区土地区画整理事業に対するご理解、ご協力をお願いいたします。



〒851-0133

長崎市矢上町247番地の5  
東長崎土地区画整理事務所  
総務企画係・換地係

電話 095(839)5381

FAX 095(837)1046

E-mail higaku@city.nagasaki.lg.jp

## 案内図

